

都市計画の概要と都市計画事業

1 現 状

(1) 長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての基本的な方針を明らかにするため、都市計画法に基づき、全ての都市計画区域を対象に、「三重県都市マスターplan」を策定しています。

県内では、計画的な土地利用や都市施設の整備などを進めるために、24の都市計画区域(25市町)が設定されており、そのうち、線引き都市計画区域は6区域(12市町)、用途地域設定のみの都市計画区域は7区域(9市町)、都市計画区域のみの指定区域は11区域(9市町)となっています(平成24年6月1日予定)。

※いなべ市、津市、松阪市、伊賀市には複数の都市計画区域があることから市町の合計数が一致していません。

(2) 安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、次の箇所で街路事業等の都市計画事業による都市基盤の整備を進めています。

- ・松阪公園大口線(松阪市)〈緊急輸送道路、立体交差化、電線共同溝〉
- ・伊賀上野橋新都市線(伊賀市)〈電線共同溝〉
- ・外宮度会橋線(伊勢市)〈電線共同溝〉
- ・近鉄名古屋線川原町駅付近(四日市市)〈立体交差化〉
- ・白江地区(鈴鹿市)〈土地区画整理(組合施行)〉

また、潤いある都市環境を形成するため、次の都市公園の整備・管理を行っています。

- ・北勢中央公園(四日市市・いなべ市・菰野町)
- ・鈴鹿青少年の森(鈴鹿市)
- ・亀山サンシャインパーク(亀山市)
- ・県庁前公園(津市)
- ・大仏山公園(伊勢市・玉城町・明和町)
- ・熊野灘臨海公園(紀北町)

2 課題・問題点

(1) 都市計画区域に関しては、市町村合併の結果、一つの行政区域内に線引き・非線引きの都市計画区域が併存している市があり、今後一貫した方針に基づくまちづくりの推進に支障が生じる恐れがあります。

(2) 都市計画事業に関しては、市町事業や鉄道事業者等との調整が不可欠であり、計画に沿った着実な事業推進が重要となります。

また、県営都市公園に関しては、県庁前公園を除く5公園について指定管理者制度を導入しており、今年度で現在の指定管理期間が終了します。

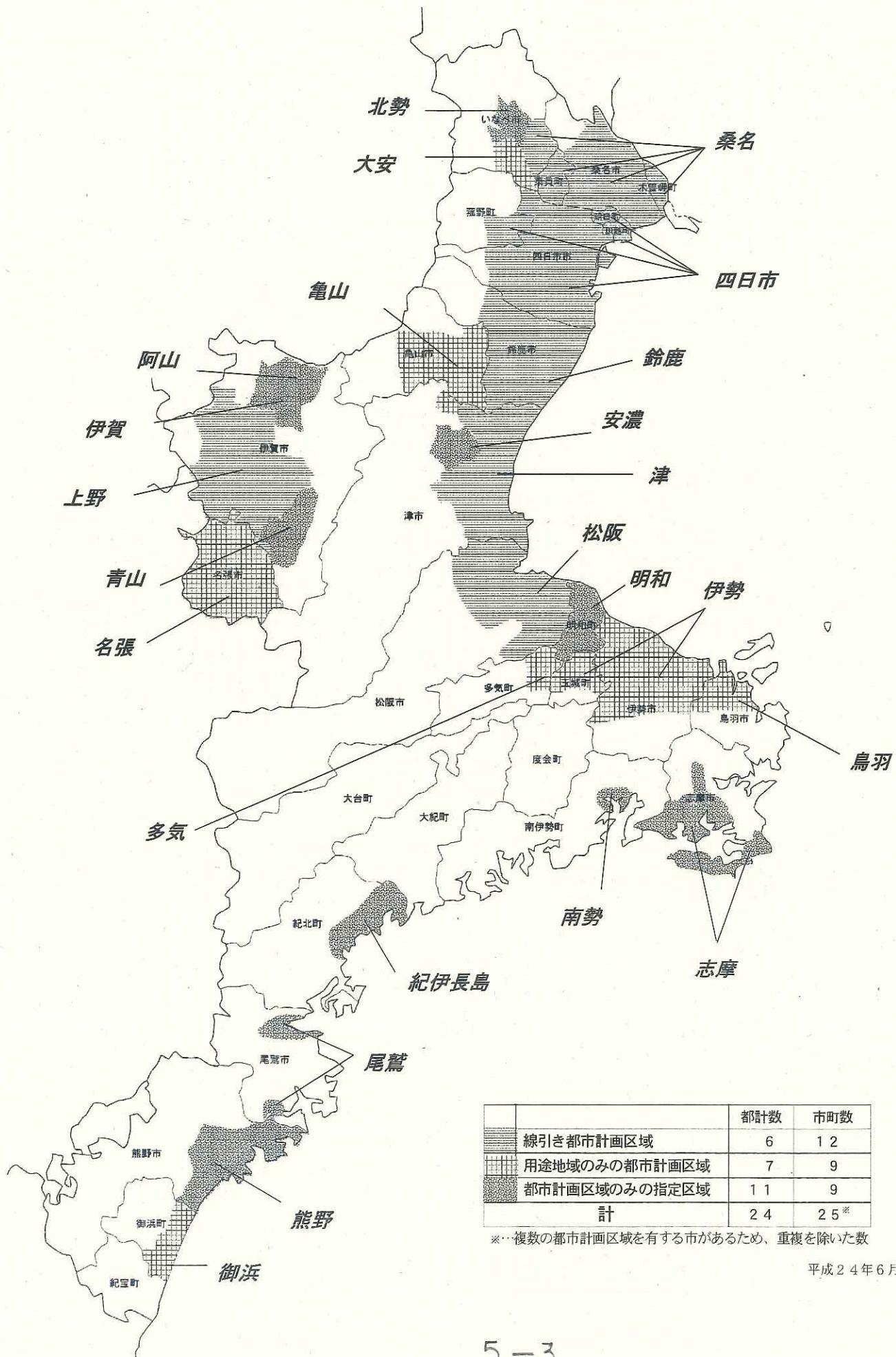
3 対応方針

(1) 都市計画区域の再編について、集約型都市構造をめざした改定後の三重県都市マスターplanとともに、合併後の市町の総合計画や市町都市計画マスターplanの策定状況も見据え、関係市町との十分な調整のもと、見直しを進めています。

(2) 都市計画事業について、引き続き関係機関との連携をはかりながら、効率的・重点的に推進していきます。

また、県営都市公園について、次期（25年度～29年度）の指定管理者を今年度中に選定します。

三重県の都市計画区域



		都計数	市町数
	線引き都市計画区域	6	12
	用途地域のみの都市計画区域	7	9
	都市計画区域のみの指定区域	11	9
	計	24	25*

*…複数の都市計画区域を有する市があるため、重複を除いた数

平成24年6月1日予定

第24回全国「みどりの愛護」のつどい

- 1 趣 旨** わが国の貴重な緑を守り育て親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育むことを願って、全国の公園緑地の愛護団体や河川等の愛護や道路の愛護活動を通じ緑の保護育成を行っている団体、さらに地域の緑化・緑の保全団体などの緑の関係者が一堂につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくことを目的として開催するものです。
- 2 開催日(予定)** 平成25年の「みどりの月間(4月15日から5月14日まで)」のうち1日
- 3 会 場** 熊野灘臨海公園(三重県北牟婁郡紀北町)
- 4 行事内容**
・式典(地域の緑化・緑地保全等に功労のあった団体の表彰等)
・記念植樹 等
- 5 行事参加者** 約800名(予定)
全国のみどりの愛護団体関係者、緑化関係団体、関係機関職員 等
- 6 主催(予定)** 第24回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会
(国土交通省、三重県、紀北町)

第22回大会の様子(富山県)



式 典



記念植樹

景観まちづくりの推進

1 現 状

(1) 美しいまち並みなど良好な景観への関心が高まってきており、平成16年に景観法が公布され、全国の地方公共団体においても景観法に基づく景観行政団体になるなど、良好な景観の形成に向けた取組が進められています。

本県は景観法に基づく景観行政団体となっており、平成19年には「三重県景観づくり条例」を公布するとともに、平成20年4月から「三重県景観計画」を運用しています。

「三重県景観計画」は、広域的な景観行政団体として、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方針、一定の行為に対する届出の基準（景観形成基準と届出対象行為）を定めたもので、建築物の建築等を行う際に景観に配慮したものとするよう届出による誘導などを行っています。

また、三重県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、看板等の屋外広告物に対し、必要な規制を行っています。

※景観行政団体：景観行政を担う主体であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、他の市町村は、都道府県との協議（H23.8までは同意も必要）により、景観行政団体になることができます。

（県内の景観行政団体）伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市

※平成24年度内に、志摩市が景観行政団体になる予定

(2)これまで、行政が主導的に実施してきた社会資本整備について、構想・計画段階から県民が参画し、地域住民の創意工夫やニーズを取り入れた住民満足度の高い社会資本整備の実施が重要となっています。

このため、社会資本整備における県民との協働に対する職員の資質向上を図っています。

また、地域住民や市町との協働により、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源を生かしたまちの景観形成を進めています。

景観に配慮した道路整備



外宮前地区（伊勢市）



美旗地区（名張市）

2 課題

(1) 景観づくりにおいて、県は市町との役割分担を踏まえて、市町の景観計画策定への取組や地域が中心となって取り組む景観づくりを支援するとともに、県民や事業者、市町と共に、美しい景観づくりを県内全域で展開していくことが求められています。

また、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、きめ細かな対応が可能な市町への権限移譲を進めるとともに、違反屋外広告物のは正に取り組む必要があります。

(2) 県民の参画と協働による社会資本整備をよりいっそう展開していくために、住民参画の取組を実施していく必要があります。

また、地域のまちづくり計画に沿って、まちの景観形成を進めることで、地域振興や観光振興にもつなげていく必要があります。

3 対応方針

(1) 三重県景観計画に基づく届出に対する相談・審査や県内の景観行政団体との連携を通じ、良好な景観づくりの推進に取り組むとともに、県民や市町の意識の高揚と普及啓発、市町や地域が中心となって取り組む景観づくりへの支援、市町の景観行政団体化に向けた取組の支援などを進めます。

また、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、引き続き市町への権限移譲に向けての調整を行うとともに、違反屋外広告物のは正、屋外広告物沿道景観地区制度の活用などにより、良好な景観の形成に取り組んでいきます。

(2) 社会資本整備の各段階（構想、計画、実施、維持管理）において、住民参画の手法を取り入れることにより、県民の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現をめざします。このため、住民参画に対する職員の資質向上を図るとともに、社会資本整備における住民参画の取組を推進していきます。

また、自然や歴史・文化の豊かな地域において、地域住民と行政との協働により、それぞれの地域資源を生かしたまちの景観形成を進めています。

建築開発行政

1 三重県の建築行政の概要

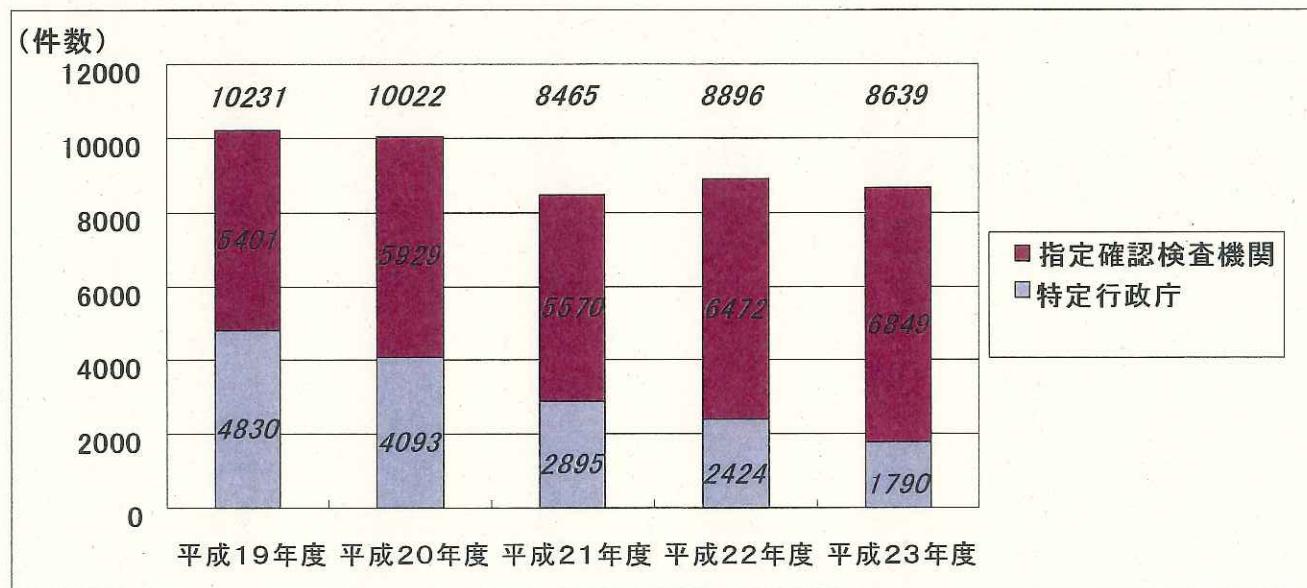
安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき建築確認申請の審査、建築物の中間検査及び完了検査、建築物の特例許可などを行っています。

県では建築行政の権限移譲を行っており、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市及び松阪市の5市は一般特定行政庁として全ての建築物の確認等を、伊賀市と名張市の2市は限定特定行政庁として小規模な建築物の確認等を行っています。

なお、建築確認及び検査は、民間機関でも行うことができ、県内には指定確認検査機関が2機関あることから、各市や指定確認検査機関との連絡・調整も県の重要な役割となっています。

平成23年度の建築確認件数は8,639件で、過去5年間における特定行政庁及び指定確認検査機関の件数の推移は下表のとおりです。

<建築確認件数（平成19年度から平成23年度まで）>



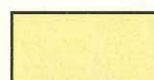
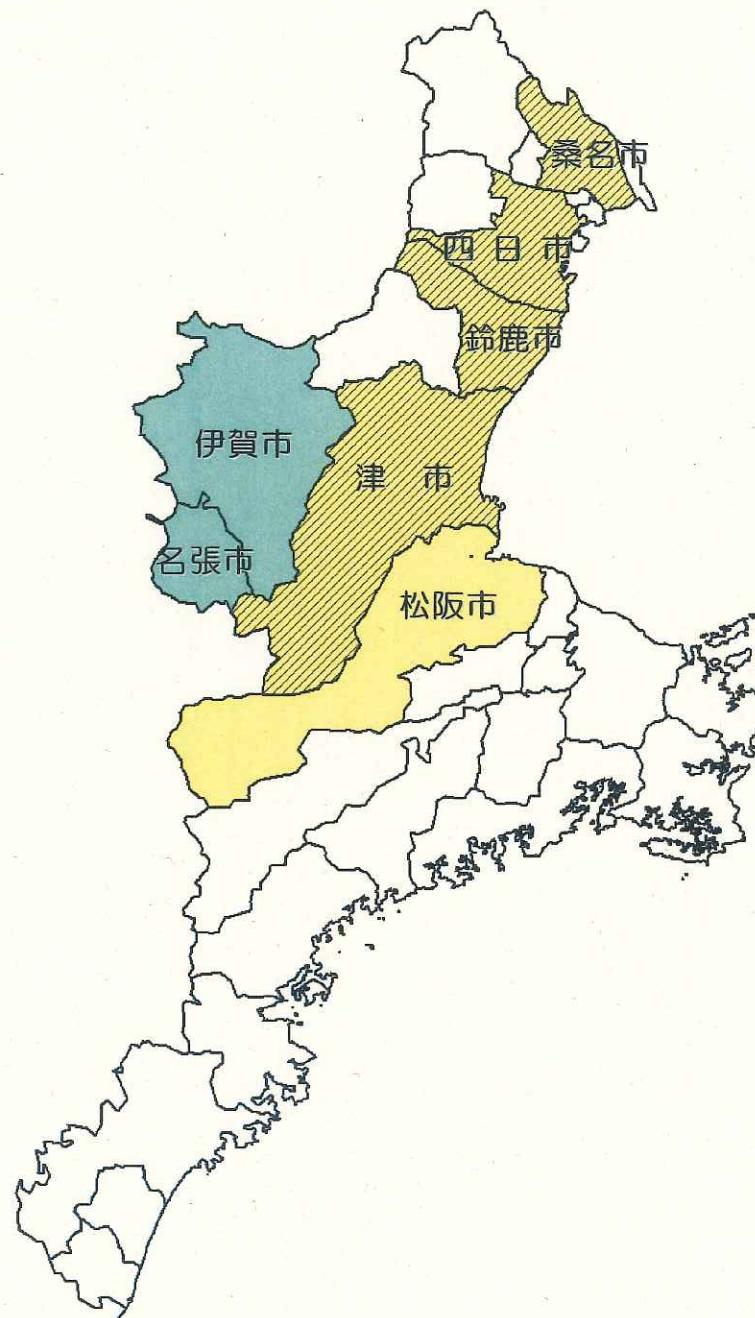
2 三重県の開発行政の概要

適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などをしています。

開発行政においては、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び津市の4市へ開発許可権限を移譲しており、それ以外の区域における開発許可等は三重県が行っています。

平成23年度の開発許可件数は、三重県171件、桑名市34件、四日市市88件、鈴鹿市45件、津市30件で、合計368件となっています。

建築確認・開発許可を行っている市



建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）



建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市）



開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

木造住宅耐震化と県営住宅の管理

1 現 状

(1) 木造住宅耐震化

東海・東南海・南海地震に備え、住まいとまちの耐震化のため、平成18年度に策定した「三重県耐震改修促進計画」の目標である住宅の耐震化率9割に向けて、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の耐震診断補助及び耐震補強工事補助等に取り組んでいます。

【耐震診断補助の実績】

(単位：戸)

	平成14～ 18年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	累計
予算戸数	29,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,700	43,700
実績戸数	13,878	3,049	1,920	1,940	2,333	4,025	27,145

【耐震補強工事補助の実績】

(単位：戸)

	平成16～ 18年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	累計
予算戸数	400	400	400	250	250	240	1,940
実績戸数	319	138	167	124	214	234	1,196

※平成23年度末耐震化率推計82.2%

(2) 県営住宅の管理

県では、現在62団地の県営住宅を管理しています。平成24年4月1日現在の入居可能戸数は3,551戸であり、そのうち入居戸数は3,097戸（入居率87.2%）となっています。

県営住宅の維持管理を中心とした業務については、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、ブロックごとに以下の指定管理者により管理を行っています。

- 北勢ブロック : 三重県北勢地区管理事業共同体
- 津・伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
- 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

2 課題・問題点

(1) 木造住宅耐震化

安全な住まいの割合（住宅の耐震化率）を、平成23年度末推計82.2%（計画時点は平成17年度72.0%）から平成27年度までに90%に引き上げることをめざし、より一層の耐震化促進に向け、取り組む必要があります。

また、東日本大震災による県民の皆さんの関心の高まりを、着実に耐震化に結びつけていく必要があります。

(2) 県営住宅の家賃滞納

平成11年度以降、法的措置も含めた家賃の滞納対策を強化したことから、平成14年度末に約1億9千万円あった収入未済額は、平成23年度決算（見込）で約1千6百万円にまで減少しています。しかしながら近年の経済不況等により、滞納が生じやすい状況になっていることから、今後も継続した滞納対策を行う必要があります。

3 対応方針

(1) 住宅の耐震化促進への取組

- ① より多くの県民に耐震化に取り組んでいただくために、耐震補強工事補助について、平成23年度当初に年齢や所得等の要件を撤廃し、さらに6月補正予算で30万円の上乗せ補助と補強工事と同時に実施するリフォーム工事への補助を行う制度拡充をしました。この補助制度を活用して、一層の耐震化を促進します。
- ② 行政の支援制度について広く周知を行うとともに、専門家や市町職員との協働により、診断済みの方を対象にした耐震補強の相談会や住宅団地戸別訪問を実施します。特に、戸別訪問は診断戸数増加への効果が高いと考えていることから、継続して取り組みます。

【木造住宅耐震化に関する補助制度】

(対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅)

	補 助 額
①耐震診断支援	全額
②耐震補強設計補助	耐震補強設計費の3分の2(上限16万円)
③耐震補強工事補助	耐震補強工事費の3分の2(上限60万円)と上限30万円の上乗せに国が耐震補強工事費の11.5%を加算 さらに耐震補強工事と同時に実施するリフォーム工事費の3分の1(上限20万円)
④簡易耐震補強工事補助	簡易耐震補強工事費の3分の2(上限30万円)

(2) 県営住宅の家賃等の滞納への取組

家賃の滞納対策としては、「新たな滞納の未然防止」、「滞納発生時の初期段階からの対応」が大切であるため、家賃の口座振替の利用拡大を図るとともに、滞納初期段階における電話や文書、訪問による督促の強化等の対策を講じています。